

Ⅶ 融資制度等一覧

1 中小企業者向け県融資制度

＜ 愛知県の融資制度ホームページもご覧ください。 <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kinyu/yushi.html> ＞

※ 責任共有制度については 26 ページを参照してください。

こんなとき利用できます	制度名		融資対象者	資金使途・融資限度額	融資期間・利率（年） 個別に定めている資金以外は、融資期間1年を除き、1年以内の据置可能	担保・保証人	信用保証	相談先
小規模事業者が事業資金を必要とする場合	小規模企業等振興資金	通常資金	従業員数が 50 人(商業・サービス業は 30 人)以下の会社、個人、企業組合、医療法人、NPO法人	事業資金 5,000 万円	3 年 1.3% 5 年 1.4% 7 年 1.5% 10 年 1.6% (10 年:設備のみ)	保証協会所定	要	市町村商工担当課 (P173～P174 参照) 愛知県信用保証協会 (P165 参照) 商工会議所・商工会 (P167～P169 参照)
		※責任共有制度対象外 小口資金	従業員数が 20 人(商業・サービス業は 5 人(注))以下の会社、個人、企業組合、医療法人 (注)宿泊業及び娯楽業は 20 人	事業資金 2,000 万円 (申込額を含め保証協会保証付き融資残高が 2,000 万円以内であること)	3 年 1.1% 5 年 1.2% 7 年 1.3% 10 年 1.4% (10 年:設備のみ)			
短期の資金を必要とする場合	一般事業資金		中小企業者	事業資金 2 億 8,000 万円	1 年 1.3%以内			愛知県経済産業局 中小企業部 中小企業金融課 (052) 954-6333
組合の運転資金等を必要とする場合	中小企業組織強化資金		(株)商工組合中央金庫(以下「商工中金」)の融資対象資格がある組合	事業資金 3 億円 (転貸の場合は 1 組合 3,000 万円)	1 年 商工中金所定	商工中金所定	—	(株)商工組合中央金庫 (P27 参照)

こんなとき利用できます	制度名	融資対象者	資金使途・ 融資限度額	融資期間・ 利率（年） 個別に定めている資金以外は、融資期間1年を除き、1年以内の据置可能	担保・保証人	信用保証	相談先
経営の安定を図る場合	※一部責任共有制度対象外 【セーフティネット】	全国的に業況が悪化している業種を営み売上げが減少している企業など、中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号までの認定を受けた特定中小企業者 ※第1号、第2号、第3号、第4号、第6号の認定を受けた場合 【責任共有制度対象外】	事業資金 8,000万円	3年 1.2(1.1)% 5年 1.3(1.2)% 7年 1.4(1.3)% 10年 1.5(1.4)% (融資対象者のうち第1号、第2号、第3号、第4号、第6号の認定を受けた場合は()内の利率)	保証協会所定	要	愛知県経済産業局 中小企業部 中小企業金融課 (052) 954-6333
	【経営あんしん】	県認定倒産事業者に対して売掛金等の債権が50万円以上ある中小企業者又は県認定倒産事業者との取引額が全取引額の20%以上の中小企業者	事業資金 8,000万円	3年 1.2% 5年 1.3% 7年 1.4%			
	【経済対策特別】	売上高、売上高総利益率、売上高営業利益率のいずれかが3%以上減少している中小企業者	事業資金 1億2,000万円	1年金融機関所定 3年 1.2% 5年 1.3% 7年 1.4% 10年 1.5%			
	【条件変更改善】	返済条件の緩和を行っている既存の信用保証付き融資を借り換え、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者	事業資金 2億8,000万円	10年 1.5% 13年 1.6% 15年 1.7% (据置期間:借換資金以外の事業資金を含む場合は2年以内)			愛知県経済産業局 中小企業部 中小企業金融課 (052) 954-6333
	※一部責任共有制度対象外 【伴走支援】	売上高、売上高総利益率、売上高営業利益率のいずれかが5%以上減少し、金融機関の継続的な伴走支援を受けながら経営改善等に取り組む中小企業者	事業資金 1億円	3年 1.1%以内 5年 1.2%以内 7年 1.3%以内 10年 1.4%以内 (据置期間:5年以内)			
	※一部責任共有制度対象外 【新型コロナ借換】	既往のコロナ関連融資を借り換えるもので、中小企業信用保険法第2条第5項第4号又は第5号の認定を受け、事業計画書を策定した中小企業者	事業資金 8,000万円	10年 1.4(1.5)% 13年 1.5(1.6)% 15年 1.6(1.7)% (融資対象者のうち第5号の認定を受けた場合は()内の利率)			

こんなとき利用できます	制度名	融資対象者	資金使途・融資限度額	融資期間・利率（年） 個別に定めている資金以外は、融資期間1年を除き、1年以内の据置可能	担保・保証人	信用保証	相談先
災害からの復旧の場合	経済環境適応資金【災害対応】	短期	自然災害等により被害を受け、市町村から被災証明等を受けた中小企業	事業資金 8,000万円	1年 0.8%	保証協会所定	要
		長期	自然災害等により被害を受け、市町村から被災証明等を受けた中小企業者	事業資金 2億8,000万円	3年 1.1% 5年 1.2% 7年 1.3% 10年 1.4%		
		大規模災害	(1)保険法第2条第5項第4号の規定による認定を受けた中小企業者 (2)次の①及び②の要件を備える中小企業者 ①激甚災害について災害救助法が適用された地域又は中小企業者が有する施設が被災を受けていると認められるとして主務省において指定した地域内に事業所を有する者 ②激甚災害により直接被害を受けた者	事業資金 2億8,000万円	3年 1.0% 5年 1.1% 7年 1.2% 10年 1.3%		
積極的な経営を行う場合	経済環境適応資金【パワーアップ資金】	金融機関提案型	各取扱金融機関の定める要件に該当する中小企業者	金融機関所定(取扱金融機関ごとに融資限度額、融資期間、融資利率等は異なります。詳細は愛知県のホームページ https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kinyu/yushi.html をご覧ください。)		保証協会所定	要
		設備投資促進枠	事業上の設備投資を行う中小企業者	設備資金 2億8,000万円	3年 1.0%以内 5年 1.1%以内 7年 1.2%以内 10年 1.3%以内		
		補助金つなぎ	国や地方自治体等から補助金の交付決定を受けた中小企業者	事業資金 2億8,000万円	2年 0.8%以内		
		防災	事業継続力強化計画等を策定し認定を受けた中小企業者	設備資金 2億8,000万円	3年 1.1% 5年 1.2% 7年 1.3% 10年 1.4% (10年:設備のみ)		

こんなとき利用 できます	制度名	融資対象者	資金使途・ 融資限度額	融資期間・ 利率（年） 個別に定めている資金 以外は、融資期間1 年を除き、1年以内の 据置可能	担保・ 保証人	信用保証	相談先
積極的な 経営を行う場合 (つづき)	経済環境適応資金【パワーアップ資金】(つづき)	①貿易振興 製造業(物品の加工、修理業を含む。)又は卸売業に属する事業を含む、次のいずれかの事業を行う中小企業者 (ア) 輸出品の製造、加工若しくは集荷 (イ) 製品の輸入若しくは原材料の輸入	事業資金 2億8,000万円	1年 1.1% 3年 1.2% 5年 1.3% 7年 1.4% 10年 1.5% (10年:設備のみ)	保証協会所定	要	① 愛知県経済産業局産業部産業立地通商課(052) 533-6650
		②商店街 「商店街地域未来プロジェクト」に参加している中小企業者					② 愛知県経済産業局中小企業部商業流通課(052) 954-6336
		③休み方改革 県から「愛知県休み方改革マイスター企業」の認定(認定区分がシルバー又はゴールドに限る。)又は「愛知県ファミリー・フレンドリー企業」の登録を受けている中小企業者					③ 愛知県労働局労働福祉課(休み方改革マイスター企業認定)(052) 954-6361 (ファミリーフレンドリー企業認定)(052) 954-6360
		④あいち女性輝きカンパニー 県から「あいち女性輝きカンパニー」の認証を受けている中小企業者					④(あいち女性輝きカンパニー認定)愛知県民文化局男女共同参画推進課(052) 954-6657
		⑤健康経営※1 県から「愛知県健康経営推進企業」の認証を受けている中小企業者					⑤ 愛知県保健医療局健康医務部健康対策課(052) 954-6269
		⑥カーボンニュートラル※2 環境負荷低減設備等を導入し、カーボンニュートラルの実現に取り組む中小企業者					⑥(地球温暖化対策計画書関係)愛知県環境局地球温暖化対策課(052) 954-6242
		※1 「健康経営®」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。 ※2 「地球温暖化対策計画書」を届出済の場合は金利0.5%の優遇措置があります。(2025年3月31日まで)					

Ⅶ 融資制度等一覧

こんなとき利用できます	制度名		融資対象者	資金使途・融資限度額	融資期間・利率（年） 個別に定めている資金以外は、融資期間1年を除き、1年以内の据置可能	担保・保証人	信用保証	相談先
積極的な経営を行う場合（つづき）	経済環境適応資金【パワーアップ資金】（つづき）	経営革新計画	中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認を受けた中小企業者	事業資金 2億8,000万円	3年 1.1%以内 5年 1.2%以内 7年 1.3%以内 10年 1.4%以内 (10年:設備のみ)	保証協会所定	要	愛知県経済産業局 中小企業部 中小企業金融課 (052) 954-6334
		海外展開	海外展開に係る事業に取り組む中小企業者	事業資金 2億円				愛知県経済産業局 産業部 産業立地通商課 (052) 533-6650
		地域未来投資	地域経済牽引事業計画の承認を受けた中小企業者	事業資金 2億8,000万円	3年 1.1% 5年 1.2% 7年 1.3% 10年 1.4% 13年 1.5% 15年 1.6% (10~15年:設備のみ)			愛知県経済産業局 産業部 産業立地通商課 産業立地サポート ステーション (052) 954-6342
事業承継を行う場合	経済環境適応資金【事業承継資金】	経営承継※3	(1) 県知事が認定した事業承継を実施した個人、会社 (2) 他の中小企業者の経営の承継を受ける、県知事が認定した個人、会社	事業資金 2億8,000万円	3年 1.1%以内 5年 1.2%以内 7年 1.3%以内 10年 1.4%以内	保証協会所定	要	愛知県経済産業局 中小企業部 中小企業金融課 (052) 954-6333
		特定経営承継※3	(1) 県知事が認定した事業承継を実施した中小企業者の代表者個人 (2) 県知事が認定した事業を営んでいない個人	事業資金 2億8,000万円				(愛知県事業承継ネットワーク) 商工会議所・商工会 (P167~P169参照)
※3 愛知県事業承継ネットワーク構成機関による支援を受けた場合は金利 0.2%の優遇措置があります。								

こんなとき利用できます	制度名		融資対象者	資金使途・融資限度額	融資期間・利率（年） 個別に定めている資金以外は、融資期間1年を除き、1年以内の据置可能	担保・保証人	信用保証	相談先
事業承継を行う場合（つづき）	【事業承継資金】（つづき）	経営承継借換	3年以内に事業承継を予定している会社のうち、別に定める申込人資格要件に該当するもの	事業資金 2億8,000万円	3年 0.9%以内 5年 1.0%以内 7年 1.1%以内 10年 1.2%以内	保証協会所定	要	愛知県経済産業局 中小企業部 中小企業金融課 (052) 954-6333 (愛知県事業承継ネットワーク) 商工会議所・商工会 (P167～ P169 参照)
新規開業や開業間もない方が資金を必要とする場合	経済環境適応資金【創業等支援資金】（※4）	※責任共有制度対象外 創業	次のいずれかに該当する創業者又は創業者である中小企業者 ①事業を営んでいない個人が、1か月(6か月*)以内に個人で又は2か月(6か月*)以内に会社を設立し、事業を開始すること *認定特定創業支援等事業の支援を受けた場合 ②中小企業者である会社が、新たに会社を設立すること ③事業を営んでいない個人が、個人又は会社で事業を開始後5年を経過していないこと ④会社が設立した中小企業者である会社であって、設立後5年を経過していないこと ⑤創業者である個人事業主が設立した会社であって、創業者の事業開始から5年を経過していないこと	事業資金 3,500万円	3年 0.8(0.5)% 5年 0.9(0.6)% 7年 1.0(0.7)% 10年 1.1(0.8)% (10年:設備のみ) (県の行うスタートアップ支援事業による支援を受ける者である場合は()内の利率) (据置期間:設備資金の3年は1年以内、5年、7年は2年以内、10年は3年以内、運転資金は1年以内)	保証協会所定	要	愛知県経済産業局 中小企業部 中小企業金融課 (052) 954-6333 愛知県経済産業局 革新事業創造部 スタートアップ推進課 (052) 954-6331
		※責任共有制度対象外 再挑戦	再チャレンジを図るために、再挑戦支援保証を利用する者					

Ⅶ 融資制度等一覧

こんなとき利用できます	制度名	融資対象者	資金使途・融資限度額	融資期間・利率（年） 個別に定めている資金以外は、融資期間1年を除き、1年以内の据置可能	担保・保証人	信用保証	相談先
新規開業や開業間もない方が資金を必要とする場合(つづき)	経済環境適応資金【創業等支援資金】(※4)(つづき)	<p>次のいずれかに該当する創業者又は創業者である中小企業者である法人</p> <p>①事業を営んでいない個人が、2か月(6か月*)以内に会社を設立し、事業を開始すること *認定特定創業支援等事業の支援を受けた場合</p> <p>②中小企業者である会社が、新たに会社を設立すること</p> <p>③事業を営んでいない個人が設立した会社であって、設立後5年を経過していないこと</p> <p>④会社が設立した中小企業者である会社であって、設立後5年を経過していないこと</p> <p>⑤創業者である個人事業主が設立した会社であって、創業者の事業開始から5年を経過していないこと</p>	事業資金 3,500万円	<p>3年 0.8(0.5)% 5年 0.9(0.6)% 7年 1.0(0.7)% 10年 1.1(0.8)% (10年:設備のみ) (県の行うスタートアップ支援事業による支援を受ける者である場合は()内の利率) (据置期間:1年以内)※5</p>	保証協会所定	要	<p>愛知県経済産業局 中小企業部 中小企業金融課 (052) 954-6333</p> <p>愛知県経済産業局 革新事業創造部 スタートアップ推進課 (052) 954-6331</p>
<p>※4 協調推進枠((株)日本政策金融公庫との協調融資)有り。</p> <p>※5 申込金融機関において本資金と原則同時にプロパー融資を実行する、又は融資申込時においてプロパー融資の残高がある場合は3年以内。</p>							
再生を行う場合	経済環境適応資金【再生資金】	<p>※一部責任共有制度対象外</p> <p>再生</p> <p>経営サポート会議等の支援を受けて作成された事業再生計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者</p>	事業資金 2億8,000万円	<p>10年 1.5% 13年 1.6% 15年 1.7% (据置期間:1年以内、感染症対応型の場合5年以内)</p>	保証協会所定	要	<p>愛知県経済産業局 中小企業部 中小企業金融課 (052) 954-6333</p> <p>(経営サポート会議) 愛知県信用保証協会 (P165参照)</p>

2 中小企業高度化資金

中小企業者が共同して経営基盤の強化や事業環境の改善を図るために実施する事業や、第三セクターなどが中心となって地域の中小企業者を支援する事業(高度化事業)を行う場合に、必要な資金の一部を貸付ける制度です。主な高度化事業は次のとおりです。

こんなとき利用できます	事業名	対象者	貸付対象	貸付比率	期間(据置)	融資利率	担保	
生産や物流に適した場所に工業団地などをつくり、みんなに移転する場合	集団化事業	構成員 10人以上の 組合※1	土地、 一部 の設備 、 建物、 構築物、	80% 以内 ※2	20年 以内 (3年 以内)	年 0.8% ※3	要	
店舗が集まり、新たな場所に卸センターやショッピングタウンをつくる場合								
工場などが一つに集まって、設備の整った施設をつくり、みんなが入居する場合	施設 集約化事業							
店舗が集まってみんなが入るショッピングセンターをつくる場合								
商店街や工場街など区域全体を整備する場合	集積区域 整備事業							
物流センターや最新設備の研究施設など、共同で使う施設をつくる場合	共同施設事業							
第三セクターなどが主体となって、地域の暮らしの中心となるショッピングセンターなどをつくる場合	商店街整備等 支援事業					第三セク ター、公益 法人等		無利子
第三セクターなどが運営する起業化支援センターや技術開発センターが地域産業を支援する場合	地域産業創造 基盤整備事業							

※1 組合の構成員は小規模事業者が大部分の場合又は過疎地域等への移転の場合は5人以上。

※2 貸付比率は小規模事業者部分のみ通常より10%アップする場合があります。

※3 利率は毎年度見直しを行います。無利子になる場合もあります。また、高度化事業の詳細につきましては、次の独立行政法人中小企業基盤整備機構のサイトでもご確認いただけます。

問合せ先

愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課

電話(052)954-6334